

松戸市ふるさと納税記念品贈呈協力事業者募集要領

1 目的

松戸市へのふるさと納税の推進を図るとともに、本市の魅力を発信することを目的として、松戸市へ市外在住の方から寄附された際の返礼の品として地元特産品やサービス等を提供していただける松戸市ふるさと納税記念品贈呈協力事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 応募要件

(1)協力事業者について

次の条件を全て満たすことが必要になります。

- ①各種法規則、条例に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- ②松戸市税等に滞納がないこと。
- ③松戸市暴力団排除条例に規定されている者でないこと。

(2)記念品について

次の各関連条件に該当する商品等を募集します。

- ①市内で生産、製造若しくは加工されているもの。主要な部分に市内の原材料を使用しているもの、又は市内で提供されるサービスのいずれかに該当していること。
- ②質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱うこととする。
- ③食物の場合は、寄附者に商品到着後 5 日程度の賞味期間が保障されていること。ただし、5 日に満たない場合は商品説明にその旨明記すること。
- ④宿泊、食事等のサービスを提供する場合は、寄附者を記名した原則有効期限が発行日から 6 ヶ月以上の利用券を発行すること。
- ⑤平成 31 年総務省告示 179 号第 5 条の範囲内のものであること。また、次に掲げる「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。
- (ア)金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー、ポイント、マイル、通信料金等。ただし、利用券・交換券等で、その対象が平成 31 年総務省告示 179 号第 5 条の範囲内にあるサービスや物品に限定されているもの

は除く（松戸市内店舗でのみ利用できるお食事券等）。)

(イ)寄附額に対し返礼割合が3割を超えるもの

(3)協力事業者の特典等

- ①ふるさと納税ウェブサイトにて記念品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- ②掲載にあたり、希望する事業者に対しては、委託事業者が事業所等を訪問のうえ、インタビュー及び写真撮影（委託事業者に写真提供いただく場合がございます）により記事を構成し、ストーリー性がある発信を行えるようにします。
- ③商品の発送にあたって、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。

3 申請方法等

(1)協力事業者の登録申込み

ふるさと納税の記念品贈呈の目的に賛同し、協力事業者として、ふるさと納税の記念品贈呈を希望される場合は、「松戸市ふるさと納税記念品贈呈事業者登録申込書（第1号様式）」に必要事項を記入し、市に提出（申込み）をお願いします。

(2)記念品の登録申請

松戸市は、委託事業者が協力事業者が扱う商品等の記念品の登録手続き等を委託しています。委託事業者から記念品の登録に必要な事務書類の提出について依頼がありますので、委託事業者宛当該書類等の提出をお願いします。

委託事業者と記念品登録にかかる契約内容を確認のうえ、記念品については委託事業者が松戸市へ報告し、確認を経て、記念品の公開となりますので、この記念品の公開をもって協力事業者が扱う商品等が記念品に決定されたものとしたします。

また、登録内容に変更がある場合には、委託事業者によって手続きのための事務書類の提出について依頼がありますので、当該書類等を委託事業者に提出いただくようお願いします。

4 その他留意事項

- (1)協力事業者は、松戸市から提供された寄附者の個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令を遵守し、適正に取り扱わ

なければなりません。

- (2)寄附者が松戸市民である場合は、記念品を送付しません。
- (3)最終的な記念品の選考は松戸市が行います。
- (4)記念品は、寄附者より選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合も有りますので、あらかじめご了承ください。
- (5)ふるさと納税ウェブサイトに掲載した商品等の画像については、松戸市でもふるさと納税のPRに転載のうえ活用することに承諾をいただきますが、それ以外の目的には使用いたしません。
- (6)記念品の品質等に関して、寄附者から問合せ、苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について委託事業者へ必ずご報告ください。なお、品質等による保証やクレーム対応については、松戸市は一切の責任を負いません。
- (7)松戸市は、協力事業者及び商品が本要領2に定める条件に適合しなくなったと認める場合、商品調達を中止することができます。
- (8)天災等の理由により、記念品の利用ができない場合などは、協力事業者の責任において、代替の記念品を提供するなどの対応をするものとします。

5 申込み・問合せ先

〒271-8588 松戸市根本 387 番地の 5

松戸市総合政策部広報広聴課シティプロモーション担当室

電話：047-366-7320

電子メール：mcpromo@city.matsudo.chiba.jp

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

松戸市ふるさと納税記念品贈呈事業協力事業者登録申込書

年 月 日

あて先) 松戸市長

「松戸市ふるさと納税記念品贈呈事業協力事業者募集要領」3の(1)の規定に基づき、提出します。申込みにあたっては、「関係法令や同要領の内容、及び裏面の確認事項を遵守し、承諾します。また、松戸市が確認を必要とする全ての税目の納付状況の調査についても承諾いたします。」

所在地	〒 -
事業者名	(フリガナ)
代表者名	(フリガナ) 印
事業者情報	電話： FAX： メールアドレス： ホームページ ☐ 有 ☐ 無 URL ()
担当者連絡先	※代表者名・事業者情報と異なる場合のみご記入ください。 (フリガナ) 担当者名： 電話： FAX： メールアドレス：
商品画像等の 使用に関する 承諾	ふるさと納税ウェブサイトに掲載した商品等の画像を、松戸市でもふるさと納税のPRに転載のうえ活用することについて ☐ 承諾する ☐ 承諾しない

ふるさと納税記念品等取り扱いに係る確認事項

- (1) 松戸市から提供された寄附者の個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令を遵守し、適正に取り扱うこと。
- (2) 寄附者が松戸市民である場合は、記念品を送付しないこと。
- (3) 最終的な記念品の選考は松戸市が行うこと。
- (4) 記念品は、寄附者より選択された場合に提供をお願いするものですので、選択されない場合も有ること。
- (5) ふるさと納税ウェブサイトに掲載した商品等の画像については、松戸市でもふるさと納税のPRに転載のうえ活用すること。
- (6) 記念品の品質等に関して、寄附者から問合せ、苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について委託事業者へ必ずご報告すること。
（品質等による保証やクレーム対応については、松戸市は一切の責任を負わない）
- (7) 松戸市は、協力事業者及び商品が本要領2に定める条件に適合しなくなったと認める場合、商品情報の公開を中止すること。
- (8) 天災等の理由により、記念品の利用ができない場合などは、協力事業者の責任において、代替の記念品を提供するなどの対応をすること。